

熊本県公報

第 1 1 1 8 6 号
平成 16 年 10 月 27 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

| | |
|--------------------------------|-----------|
| 告 示 | |
| ○指定居宅サービス事業所の廃止..... | (介護保険課) 1 |
| ○保安林の指定施業要件の変更に関する予定..... | (森林保全課) 2 |
| ○ " " | (") 2 |
| 公 告 | |
| ○肥料登録有効期間更新..... | (経営技術課) 2 |
| ○開発行為に関する工事の完了..... | (建築課) 3 |
| ○換地計画の決定及び公告・縦覧..... | (農地建設課) 3 |
| ○換地計画の適否決定..... | (") 3 |
| 訓 令 | |
| ○熊本県公印規程の一部を改正する訓令..... | (私学文書課) 3 |
| 登 載 依 頼 | |
| ○教育委員会の会議の開催..... | (総務広報課) 6 |
| ○第1回熊本県県立高等学校教育整備推進協議会の開催..... | (高校教育課) 6 |

告 示

熊本県告示第 1059 号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条の規定により、指定居宅サービス事業所の廃止の届出があった。

平成16年10月27日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【訪問介護】

| 事業所の名称及び事業所の所在地 | 事業者名 | 廃止年月日 |
|---|-----------------------|------------|
| グリーンコープ介護支援センター・夢 鹿本郡鹿本町大字中富 87-1 | グリーンコープ生活協同組合 くまもと | 平成16年9月30日 |
| グリーンコープ介護支援センター・さくらんぼ 荒尾市川登 1795 番地 3 | グリーンコープ生活協同組合 くまもと | 平成16年9月30日 |
| グリーンコープ介護支援センター・ふたば 菊池郡菊陽町津久礼 2972-3 | グリーンコープ生活協同組合 くまもと | 平成16年9月30日 |
| グリーンコープ介護支援センター・なないろ 熊本市水前寺公園 25 番 13 号 | グリーンコープ生活協同組合 くまもと | 平成16年9月30日 |
| グリーンコープ介護支援センター・Sun あい 熊本市長嶺東一丁目 2 番 55 号 | グリーンコープ生活協同組合 くまもと | 平成16年9月30日 |
| グリーンコープ介護支援センター・結 熊本市清水町麻生田 885 番 7 | グリーンコープ生活協同組合 くまもと | 平成16年9月30日 |
| グリーンコープ介護支援センター・虹 熊本市新土河原町二丁目 1 番 1 号 | グリーンコープ生活協同組合 くまもと | 平成16年9月30日 |
| グリーンコープ介護支援センター・笑 下益城郡松橋町松橋 1195 番地 | グリーンコープ生活協同組合 くまもと | 平成16年9月30日 |

【通所介護】

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者名 | 廃止年月日 |
|-----------------------------------|------------|------------|
| デイサービスセンターゆーとぴあ 牛深市牛深町 1522-46 | 医療法人社団 福本会 | 平成16年8月31日 |

【訪問看護】

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者名 | 廃止年月日 |
|------------------------------|----------------------|------------|
| 訪問看護ステーションうさぎ 人吉市宝来町 45-1 | 株式会社リュウ・マネージメント・サービス | 平成16年8月31日 |

【訪問リハ】

| 事業所の名称及び所在地 | 事業者名 | 廃止年月日 |
|-----------------------------|------------|------------|
| 天草第一病院 本渡市今釜新町 3413 番地 6 | 医療法人社団 永寿会 | 平成16年8月31日 |

熊本県告示第1060号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により次のように保安林の施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成16年10月27日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 保安林の所在場所 熊本県阿蘇郡蘇陽町（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 指定の目的 水源のかん養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに蘇陽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第1061号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により次のように保安林の施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成16年10月27日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 保安林の所在場所 熊本県阿蘇郡蘇陽町（次の図に示す部分に限る。）
 - 2 指定の目的 水源のかん養
 - 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに蘇陽町役場に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

熊本県公告第828号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定に基づき、次の肥料の登録有効期間を更新したので、同法第16条第1項の規定に基づき公告します。

平成16年10月27日

熊本県知事 潮谷 義子

| 登録番号 | 肥料の種類 | 肥料の名称 | 保証成分量 (%) | その他の規格 | 生産業者の氏名または名称及び住所 | 更新した年月日 |
|------------|-------|-------|-----------------|--------|------------------------------------|-----------------|
| 熊本県肥第1325号 | 消石灰 | 消石灰 | アルカリ分 : 65.0 | 該当なし。 | 有限会社坂本石灰工業所 熊本県玉名郡玉東町木葉 81番地 | 平成16年 10月24日 |

熊本県公告第829号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

平成16年10月27日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字津久礼字玄番道筋4160番12、同4160番13及び同4160番14
1,652.39平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
菊池郡菊陽町大字須屋1635番地149
山森 久

熊本県公告第830号

県営羊角湾周辺地区（益田工区）土地改良事業（区画整理）施行に係る換地計画を定めたので、次のとおり当該換地計画書の写しを縦覧に供する。

利害関係人で異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議を申し立てられたい。

平成16年10月27日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 縦覧の期間 平成16年10月28日から
平成16年11月26日まで
- 2 縦覧の場所 河浦町役場
- 3 縦覧に供する書類の名称
(1) 換地設計書
(2) 各筆換地明細書
(3) 精算金明細書
(4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

熊本県公告第831号

上天草市長何川一幸から認可の申請があった野々川地区の換地計画については、平成16年10月19日付けで計画を適当と決定したので、次により関係書類を縦覧に供する。

関係権利者で異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に異議を申し出ることができる。

平成16年10月27日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 縦覧の期間 平成16年10月28日から
平成16年11月26日まで
- 2 縦覧の場所 上天草市役所
- 3 縦覧に供する書類の名称
(1) 換地設計書
(2) 各筆換地明細書
(3) 精算金明細書
(4) 換地を定めない土地その他特別の定めをする土地の明細書

訓 令**熊本県訓令第31号**

本庁各部（局）課（総室・室）
各 地 方 出 先 機 関

熊本県公印規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成16年10月27日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県公印規程の一部を改正する訓令
熊本県公印規程（昭和32年熊本県訓令甲第20号）の一部を次のように改正する。